## ○新見公立大学地域共生推進センター規程

平成31年4月1日 規程第130号

改正 令和2年4月1日規程第130号 令和3年4月1日規程第130号

(趣旨)

第1条 この規程は、新見公立大学学則(平成22年規則第1号)第34条の2第2項の規定 に基づき、新見公立大学地域共生推進センター(以下「センター」という。)の組織及び 運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、人にやさしい地域共生社会の構築に貢献するため、大学と地域住民、 行政機関、民間企業、諸団体をつなぎ、地域で行う活動(以下「地域貢献活動」という。) の企画、調整を行い、組織的に遂行することを目的とする。また、大学内外からの地域貢 献活動に関する支援、相談に応じるとともに、情報の収集・発信を行い、地域貢献活動が 円滑に行えるように援助する。

(業務)

- 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 専門職を対象とした研修会・講演会等の企画、調整と実施に関すること。
  - (2) 地域住民活動への専門的な支援に関すること。
  - (3) 地域住民を対象とした教育啓発活動に関すること。
  - (4) 地域貢献活動に関する行政機関、民間企業、諸団体との連携調整に関すること。
  - (5) 国際交流に関すること。
  - (6) 地域貢献活動に関する情報収集と発信に関すること。
  - (7) 教員の地域貢献活動(正課の活動を含む。)の統括と発信に関すること。
  - (8) 学生の地域貢献活動の調整、相談、実施に関すること。
  - (9) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

- 第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 学科教員 各2人

- (4) 研究員
- (5) センター担当職員
- (6) その他必要な職員
- 2 センター長は、センターの業務を統括するものとし、本学の教員のうちから学長が任命 する。
- 3 センター長の任期は、2年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、センター 長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副センター長は、センター長の業務を補佐しセンター長に事故があるときはその職務を 代理するものとし、本学の教員のうちから学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は、2年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 研究員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事するとともに、その調査研究 を行う。
- 7 職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。 (会議)
- 第5条 会議は、センター長が招集する。
- 2 センター長は、議長となり、会務を執行する。
- 3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。
- 5 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。 (意見の聴取)
- 第6条 センター長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、センター担当職員において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規程第130号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年4月1日規程第130号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。